

木下病院介護医療院運営規定

【事業の目的】

第1条 医療法人喜久寿会が開設する I 型介護医療院は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、介護医療院サービス（以下「施設サービス」という。）計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようになることを目的とする。

【運営の方針】

第2条 施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及びその他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。

- 2 入所者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わず、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

【職員の職種、員数】

第3条 介護保険法第 111 条第 2 項の規定により介護医療院に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業員の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 管理者 1。医師と兼任
- 2 医師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を 48 で除した数以上。
- 3 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を 150 で除した数以上。
- 4 看護職員（看護師、准看護師） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を 6 で除した数以上。
- 5 介護職員 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を 4 で除した数以上。
- 6 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1 以上。
- 7 管理栄養士 併設する木下病院の配置栄養士が兼務
- 8 介護支援専門員 1 以上。

【職務の内容】

第4条 職務の内容

- 1 管理者は、当施設に携わる職員の総括管理、指導を行う。
- 2 診療の方針
 - 1) 一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診療を基とし、療養上妥当適切に行う。
 - 2) 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理にも配慮して、心理的な効果をも上げる事ができるよう適切な指導を行う。
 - 3) 常に入所者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
 - 4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らし妥当適切に行う。
 - 5) 特殊治療や新しい療法等は厚生労働大臣が定めるもののほか行わない。
 - 6) 厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を使用しない。

ただし、治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合は、この限りではない。
- 2 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等
 - 1) 入所者の病状からみて介護医療院で自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院等への入院の措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等、適切な措置を講じる。
 - 2) 不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院等に通院させない。
 - 3) 入所者のために往診を求め、又は入所者を病院等へ通院させる場合は、当該病院の医師等に対し、入所者の診療状況に関する情報提供を行う。
 - 4) 入所者が往診又は通院をした病院等の医師等から入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行う。
- 3 機能訓練

入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法、その他、適切なリハビリテーションを計画的に行う。
- 4 看護及び医学的管理の下での介護
 - 1) 看護及び医学的管理の下での介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護・介護並びに日常生活上の世話、口腔衛生の管理を適切な技術をもって行う。
 - 2) 1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。
 - 3) 適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4) おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替える。

- 5) 離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を行う。
 - 6) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行う。
 - 7) 入所者の負担により職員以外の者による看護及び介護を受けさせない。
- 5 管理栄養士（食事の提供）
- 入所者の個々の状態に合わせ、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談、食事の衛生管理を行う。栄養ケア計画には入所者又は家族の同意を得るものとする。
- 1) 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
 - 2) 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行うよう努める。
- 6 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。
- 7 相談及び援助
- 常に入所者の心身の状態、病状、その置かれている環境等を的確に把握し、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

【入所者の定員】

第5条 介護医療院のI型療養床に係る入所定員は48床とする。

【定員の厳守】

第6条 介護医療院は入所者の定員及び療養室の定員を超えて入所させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

【施設サービスの内容】

第7条 内容及び手続きの説明及び同意

- 1 施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所者及びその家族に対して運営規定の概要、従業員勤務体制、その他入所者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付し、説明を行い、同意を得る。
- 2 入所者及び家族の希望、入所者の解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を盛り込んだ施設サービス計画を作成する。
- 3 施設サービスの内容は第4条の職務内容に規定される診療、機能訓練、看護・介護の他、入所者の病状に適した食事の提供、レクリエーション行事などを行う。

【利用料及びその他の費用】

第8条 介護報酬告示額を利用料とする。

- 1 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける
- 2 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、理美容代、私物の洗濯代、特別な電気製品を使用した場合の電気代、その他の費用等利用料を、【介護医療院】料金表掲載の料金により支払いを受ける。
- 3 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途【介護医療院】料金表をご覧ください。
- 4 以上の費用の額に係わるサービス提供に当たっては、予め入所者又は家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者又は家族の同意を得るものとする。

【施設の利用に当たっての留意事項】

第9条 介護医療院内で他の入所者の迷惑になるような行為を行ってはならない。

- 2 週間予定、日課により職員の指示により行動するものとする。
- 3 食事はできるだけ食堂で行う事とする。
- 4 利用料は翌月15日までに支払うものとする。
- 5 入所者は、外出または外泊しようとするときには、その都度所定の手続きにより管理者の許可を得なければならない。
- 6 敷地内禁煙とする。

【非常災害対策】

第10条 災害管理者は、非常災害時に対処するため、具体的な計画書、緊急連絡網を作成し、年2回以上の入所者及び職員の避難誘導訓練、並びに設備点検を実施する。また日常より地域住民等との連携や協力を行い、交流を深めておく。

- 2 当施設は要配慮者利用施設であるため、水防法等の関係法令により避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施し、結果報告を徳島市危機管理局に行う。

（業務継続計画の策定等）

第11条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

【その他施設の運営に関する重要事項】

(職務体制の確保)

第12条 入所者に対し、適切な施設サービスができるよう、従業員の勤務体制を定める。

- 2 当直医を常時配置し、入所者の病状の急変等に対応できる体制とする。
- 3 当該施設の職員によって施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 4 職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

【衛生管理等】

第13条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

【秘密保持】

第14条 個人情報保護法利用目的を掲示するとともに、職員及び委託業者から個人情報保護に関する誓約を結び誓約書を提出させ、情報漏洩に万全を期すものとする。

- 2 介護サービスの利用のため市町村、居宅介護支援事業所への療養情報の提供を行う。その場合にもそれぞれの事業所等において、秘密は保持される。
- 3 居宅支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書で入所者の同意を得ておく。

【苦情処理】

第14条 提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける為の窓口を介護医療院及び1階事務室に設置する。

- 2 相談窓口や苦情を処理するための概要について、入所者又はその家族に説明する施設サービスの内容に当該概要を記載するとともに、見やすい場所に掲示する。
- 3 提供した施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めや市町村職員の質問や照会に応じ、入所者からの苦

情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行う。

- 4 提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行う。

【事故発生時の対応】

第 15 条 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が生じた場合には、損害賠償を速やかに行う。

【会計の区分】

第 16 条 施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区別する。

【記録の整備】

第 17 条 従業員、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管する。

【地域との連携】

第 18 条 地域住民又は自発的活動（ボランティア）等との連携及び協力を行う等、地域との交流を深める。

【身体拘束】

第 19 条 利用者に対し、身体拘束を行わないものとする。但し入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、医師が判断し、身体拘束、その他入所者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について入所者又は家族に十分説明し同意を得ることとし、医師がその状態及び時間、その際の入所者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

【虐待の防止等】

第20条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

【褥瘡対策等】

第21条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

附 則 この規定は、令和2年1月1日より実施する。
令和3年4月1日より改正する。
令和3年8月1日より改正する。
令和6年3月31日より改正する。